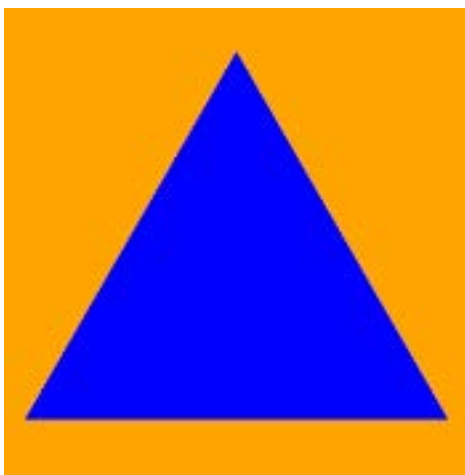


霧島市国民保護計画



平成 1 9 年 2 月
霧 島 市

沿革 令和 5 年 7 月 20 日修正

目次

第1編 総論

第1章 市の責務，計画の位置づけ，構成等	1-1-1
第1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1-1-1
第2 市国民保護計画の構成	1-1-2
第3 市国民保護計画の見直し，変更手続	1-1-2
第4 市国民保護計画の周知徹底	1-1-3
第5 地域防災計画等との関連	1-1-3
第6 用語の定義	1-1-3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	1-2-1
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	1-3-1
第1 市及び消防局等の業務内容	1-3-2
第2 関係機関の連絡先	1-3-3
第4章 市の地理的，社会的特徴	1-4-1
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	1-5-1
第1 武力攻撃事態	1-5-1
第2 緊急処理事態	1-5-6

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等	2-1-1
第1節 市における組織・体制の整備	2-1-1
第1 市の各部課等における平素の業務	2-1-1
第2 市職員の参集基準等	2-1-2
第3 消防機関の体制	2-1-4
第4 国民の権利利益の救済に係る手続等	2-1-5
第2節 関係機関との連携体制の整備	2-1-6
第1 基本的考え方	2-1-6
第2 県との連携	2-1-6
第3 近接市町との連携	2-1-7
第4 指定公共機関等との連携	2-1-7
第5 ボランティア団体等に対する支援	2-1-8
第3節 通信の確保	2-1-9
第4節 情報収集・提供等の体制整備	2-1-11
第1 基本的考え方	2-1-11

第2	警報等の伝達に必要な準備	2-1-11
第3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2-1-12
第4	被災情報の収集・報告に必要な準備	2-1-13
第5節	研修及び訓練	2-1-14
第1	研修	2-1-14
第2	訓練	2-1-14
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	2-2-1
第1	避難に関する基本的事項	2-2-1
第2	避難実施要領のパターンの作成	2-2-2
第3	救援に関する基本的事項	2-2-3
第4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	2-2-3
第5	避難施設の指定への協力	2-2-3
第6	生活関連等施設の把握等	2-2-4
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	2-3-1
第1	市における備蓄	2-3-1
第2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	2-3-2
第4章	国民保護に関する啓発	2-4-1
第1	国民保護措置に関する啓発	2-4-1
第2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	2-4-1

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	3-1-1
第1	市の初動体制の確保	3-1-1
第2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	3-1-3
第2章	市対策本部の設置等	3-2-1
第1	市対策本部の設置	3-2-1
第2	通信の確保	3-2-12
第3章	関係機関相互の連携	3-3-1
第1	国・県の対策本部との連携	3-3-1
第2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	3-3-2
第3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	3-3-2
第4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	3-3-2
第5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	3-3-3
第6	市の行う応援等	3-3-3
第7	ボランティア団体等に対する支援等	3-3-4
第8	住民への協力要請	3-3-4
第4章	警報及び避難の指示等	3-4-1
第1節	警報の伝達等	3-4-1
第1	警報の内容の伝達等	3-4-1

第2	警報の内容の伝達方法	3-4-2
第3	緊急通報の内容の伝達及び通知	3-4-3
第2節	避難住民の誘導等	3-4-4
第1	県からの避難措置の指示の通知	3-4-4
第2	避難の指示の通知・伝達	3-4-4
第3	避難実施要領の策定	3-4-5
第4	避難住民の誘導	3-4-9
第5	武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項	3-4-13
第5章	救援	3-5-1
第1	救援の実施	3-5-1
第2	関係機関との連携	3-5-2
第3	救援の内容	3-5-2
第6章	安否情報の収集・提供	3-6-1
第1	安否情報の収集	3-6-1
第2	県に対する報告	3-6-3
第3	安否情報の照会に対する回答	3-6-3
第4	日本赤十字社に対する協力	3-6-6
第7章	武力攻撃災害への対処	3-7-1
第1節	武力攻撃災害への対処	3-7-1
第1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	3-7-1
第2	武力攻撃災害の兆候の通報	3-7-1
第2節	応急措置等	3-7-3
第1	退避の指示	3-7-3
第2	警戒区域の設定	3-7-5
第3	応急公用負担等	3-7-7
第4	消防に関する措置等	3-7-7
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	3-7-10
第1	生活関連等施設の安全確保	3-7-10
第2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	3-7-10
第4節	NBC攻撃による災害への対処	3-7-11
第8章	被災情報の収集及び報告	3-8-1
第9章	保健衛生の確保その他の措置	3-9-1
第1	保健衛生の確保	3-9-1
第2	廃棄物の処理	3-9-2
第10章	国民生活の安定に関する措置	3-10-1
第1	生活関連物資等の価格安定	3-10-1
第2	避難住民等の生活安定等	3-10-1
第3	生活基盤等の確保	3-10-1
第11章	特殊標章等の交付及び管理	3-11-1
第12章	霧島市の特性に応ずる対処	3-12-1

第1	孤立化が予想される集落における対処	3-12-1
第2	自衛隊施設への対応	3-12-2

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	4-1-1
第1	基本的考え方	4-1-1
第2	公共的施設の応急の復旧	4-1-1
第2章	武力攻撃災害の復旧	4-2-1
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	4-3-1
第1	国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求	4-3-1
第2	損失補償及び損害補償	4-3-1
第3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	4-3-1

第5編 緊急対処事態への対処

第1	緊急対処事態に係る責務	5-1
第2	緊急対処事態認定前の対処	5-1
第3	緊急対処事態認定後の対処	5-2

* 法条の略記：（例）国民保護法第16条第1項第3号は，法16①Ⅲと表す。